

第 25 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 12 日（金） 9 時 33 分～10 時 41 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (18 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	角 田 晃 一	3 番委員	三 浦 良 孝
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	福 士 弘	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	大 川 哲 彌
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	柴 田 博 明	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

5. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長	佐 藤 千代彦	農地係長	中 嶋 一 朗	農地係主査	齋 藤 拓 生
------	---------	------	---------	-------	---------

6. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 95 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第 96 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 97 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 98 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 99 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 100 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか

否かの判断について
報告第 64 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 65 号 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉会

7. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 33 分]

議長
(柴田博明)

これより第 25 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
11 番齋藤委員、12 番大川委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、佐藤事務局長、中嶋農地係長、齋藤主査の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 95 号から議案第 100 号まで 6 件、ほかに報告が 2 件でございます。
それでは、議案第 95 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 95 号表題部読上げ後)

2 ページをご覧ください。

今回の所有権移転の取消しは件数が 1 件、面積が 93 平方メートルで、地目は田 1 筆です。

本件は、昭和 59 年 8 月 21 日の総会において「許可」となった案件です。

当該農地について転用の相談があったため、過去の農地台帳などを調べたところ、許可は受けているものの、所有権移転登記は行われておらず、その後譲渡人の法定相続人が相続登記していることが判明いたしました。許可当時の申請者は、譲渡人・譲受人ともにすでに亡くなっているため、双方の相続人に聞取りした結果、所有権移転の意思がないことから、今回の取消しの申請に至りました。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 95 号について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 95 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 95 号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第 96 号を議題とし事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 96 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

5 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 8 件、面積 24,601.8 平方メートルで、田 7 筆 20,789 平方メートル、畑 7 筆 3,812.8 平方メートルとなっています。

9 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 16 件、面積 67,211 平方メートルで、筆数は 43 筆、地目は全て田です。

10 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 2 件、面積 38,393 平方メートルで、

田 14 筆 27,450 平方メートル、畑 8 筆 10,943 平方メートルとなっています。

それでは、4 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 119 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 120・121 番は、譲渡人の第三者への贈与です。

整理番号 122 番から 126 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 119 番は、46 ページ、整理番号 76 番と関連する案件です。

売買価格は、

整理番号 122 番	総額	350,000 円	10 アール当たり	98,177 円
------------	----	-----------	-----------	----------

整理番号 123 番	総額	1,134,790 円	10 アール当たり	370,000 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 124 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	1,555,694 円
------------	----	-------------	-----------	-------------

整理番号 125 番	総額	5,500,000 円	10 アール当たり	602,344 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 126 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	367,310 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

となっています。

次に、6 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 214 番から 223 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 224 番から 229 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定です。

次に、10 ページの使用貸借権設定です。

整理番号 52 番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定です。

整理番号 53 番は、経営移譲年金に係る使用貸借権設定で、貸付人の長男から次男への後継者の変更です。

なお、整理番号 53 番は、48 ページ、整理番号 52 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 119 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 120、121 番の報告をお願いします。

議長

7 番今井委員

所有権移転の整理番号 120 番について、現地を確認してきました。
譲渡人の第三者への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、所有権移転の整理番号 121 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の第三者への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、17 番、齋藤委員から、所有権移転の整理番号 122 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員

所有権移転の整理番号 122 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 123 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

所有権移転の整理番号 123 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、15 番、葛西委員から、所有権移転の整理番号 124 番の報告をお願いします。

15 番葛西委員

所有権移転の整理番号 124 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取

り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

また、補足として、双方の経済状況や買受人が約35年耕作してきたこと等の理由から、売買価格が高めとなっております。

以上です。

議長

次に、9番、今井委員から、所有権移転の整理番号125番の報告をお願いします。

9番今井委員

所有権移転の整理番号125番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は農地所有適格法人で、市外の農地を所有し、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

譲受人は老人ホームも経営しており、収穫物はその施設で利用するそうです。

市外の農地も近隣の市町村の農地で野菜を作付しており、その収穫物も施設で利用しているとの事です。

以上です。

議長

次に、4番、丹代委員から、所有権移転の整理番号126番の報告をお願いします。

4番丹代委員

所有権移転の整理番号126番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12番、大川委員から、賃貸借権設定の整理番号214番の報告をお願いします。

12番大川委員

賃貸借権設定の整理番号214番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

ちなみに、貸付人と借受人は親戚関係との事です。

以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号215から217番の報告をお願いします。

1番古川委員

賃貸借権設定の整理番号215から217番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号218番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

賃貸借権設定の整理番号218番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、3番、三浦委員から、賃貸借権設定の整理番号219、220番の報告をお願いします。

3番三浦委員

賃貸借権設定の整理番号219番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号220番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

- 議長 次に、2番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号221から224番の報告をお願いします。
- 2番角田委員 賃貸借権設定の整理番号221から223番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
次に、賃貸借権設定の整理番号224番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、9番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号225番の報告をお願いします。
- 9番今井委員 賃貸借権設定の整理番号225番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号226番の報告をお願いします。
- 尾上-1小野推進委員 賃貸借権設定の整理番号226番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市外在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号227番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 227 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は認定農業者である農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、平賀-2、今井推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 228 番の報告をお願いします。</p>
平-2 今井推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 228 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、8 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 229 番の報告をお願いします。</p>
8 番小田桐委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 229 番について、現地を確認し、本人に立ち会うことができました。</p> <p>借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>また、管理が不十分な小さい農地については、草刈等管理していただくよう借受人の方とお話してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、平賀-4、工藤推進委員から、使用貸借権設定の整理番号 52 番の報告をお願いします。</p>
平-4 工藤推進委員	<p>使用貸借権設定の整理番号 52 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p>

以上です。

議長 次に、碓ヶ関、平山推進委員から、使用貸借権設定の整理番号 53 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員 使用貸借権設定の整理番号 53 番について、現地を確認してきました。借受人の承継による使用貸借との事です。借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。それでは、賃貸借権設定の整理番号 229 番を除き、議案第 96 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 賃貸借権設定の整理番号 229 番を除き、議案第 96 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 229 番を除き、議案第 96 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の整理番号 229 番につきましては、平賀-5、谷川推進委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(平賀-5 谷川推進委員 退席)

議長 賃貸借権設定の整理番号 229 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 賃貸借権設定の整理番号 229 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 229 番について、原案のとおり決定いたします。

平賀-5、谷川推進委員の入室を許可します。

(平賀-5 谷川推進委員 入室、着席)

議長

次に、議案第 97 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 97 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

12 ページをご覧ください。

今回の 4 条転用許可申請は件数が 1 件、面積 787 平方メートル、地目は田 1 筆で、13 ページが位置図、14 ページが案内図、15 ページが土地利用計画図です。

申請地は、広域農道沿いに位置する長田集落の外れの農地です。

申請者は市内在住の農業者で、転用目的は農家住宅及び農業用倉庫の建築です。

自作地の一部を分筆した敷地に居住するというものです。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見当たらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われま

す。第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 11 番齋藤委員、12 番大川委員、補足説明がありましたらお願いします。

12 番大川委員

整理番号 8 番について、12 月 28 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、広域農道沿いに位置する長田集落の外れの農地です。

転用目的は農家住宅及び農業用倉庫の建築との事です。
現地では申請者のご家族の方に立ち会っていただくことができました。
他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。
先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。
よって、今回の申請は問題がないものと思われます。
以上です。

議長

それでは、議案第 97 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 97 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 97 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。
次に、議案第 98 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 98 号表題部読上げ後)
総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。
17 ページをご覧ください。
今回の 5 条転用許可申請は、件数が 1 件、面積 2,898 平方メートル、地目は田 1 筆で、18 ページが位置図、19 ページが案内図、20 ページが土地利用計画図、21 ページが土地利用計画の地番及び周辺図です。
申請地は、大坊小学校から南南西へ約 550 メートル、国道 7 号と県道大鰐浪岡バイパスの交差点の角に位置する農地です。
前面道路から申請地への出入り口については、国道側に 2 箇所、県道側に 1 箇所設置する予定です。
申請者は不動産業などを営む法人で、転用目的はドライブイン形式のコンビニです。
第三者間の賃貸借となります。
農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見当たらず、一団の農地の規模 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「国道または県道の沿道の区域に設置される休憩所その他これらに類する施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 11 番齋藤委員、12 番大川委員、補足説明がありましたらお願いします。

12 番大川委員

賃貸借権設定の整理番号 4 番について、12 月 28 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、国道 7 号と大鰐浪岡バイパスの交差点の角地にある農地です。

転用目的はコンビニとの事で、現地では代理人である建築士の方に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者間の賃貸借権設定で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われま

す。

議長

それでは、議案第 98 号について、質疑、ご意見を求めます。

9 番今井委員

以前も申請が上がっていたと思うのですが経緯を教えてください。

齋藤主査

平成 26 年頃に一度農振除外の申請があり、資金証明の準備に時間がかかったため、期間が空いて今回の転用の申請となっています。

9 番今井委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 98 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 98 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 99 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 99 号表題部読上げ後)

24 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 7 件、面積 24,670 平方メートルで、田 20 筆 14,727 平方メートル、畑 7 筆 9,943 平方メートルです。

26 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 5 件、面積 41,538 平方メートルで、田 18 筆 39,226 平方メートル、畑 1 筆 2,312 平方メートルです。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 133 番から 139 番までは、いずれの案件も譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 139 番は 48 ページ整理番号 53 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 115 番と 116 番は期間満了に伴う再設定による利用権設定です。

整理番号 117 番は借受人の「経営拡大」による利用権設定で、48 ページ整理番号 51 番と関連する案件です。

整理番号 118 番は農地中間管理事業による利用権設定です。

整理番号 119 番は農地中間管理事業の「農地売買等事業」による一時貸付です。

公益社団法人あおもり農林業支援センターが取得した農地を、借受人が 3 年間借受けて耕作するというものです。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 4 番丹代委員、5 番佐藤委員、補足説明がありましたらお願いします。

5 番佐藤委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 133 番	総額	1,302,300 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 134 番	総額	546,000 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 135 番	総額	2,000,000 円	10 アール当たり	213,881 円
整理番号 136 番	総額	1,339,800 円	10 アール当たり	272,096 円
整理番号 137 番	総額	50,000 円	10 アール当たり	24,951 円
整理番号 138 番	総額	360,000 円	10 アール当たり	202,589 円
整理番号 139 番	総額	135,900 円	10 アール当たり	300,000 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 99 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

所有権移転の整理番号 137 番について、売買価格が安いと思うのですが、何か理由があるのでしょうか。

齋藤主査

本案件は平成 28 年の秋頃に譲渡人の方から農地中間管理事業に申し込んだものの借受人が見つからなかった農地で、現地を確認したところ、2 つの農地の間に段差があり耕作不便であることと、譲渡人の依頼で昨年からの譲受人に耕作してもらっていたという事情があると聞いています。

佐藤事務局長

また、譲渡人は無償で渡してもよいとのことだったのですが、譲受人が無償では受け取れないとのことで、この価格となったと聞いております。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 99 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 99 号を原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 100 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査 (議案第 100 号表題部読上げ後)

44 ページをご覧ください。

平賀地域が 212 筆、390,896 平方メートル、尾上地域が 3 筆、4,902 平方メートル、碓ヶ関地域が 105 筆、121,921.91 平方メートル、市全体で 320 筆、517,719.91 平方メートルの耕作放棄地について、農地か否かの判断を求めるものです。

これらの農地については、7 月及び 8 月に農地パトロールで現地確認をしたことに加えて、11 月に事務局単独で現地確認を行いました。

その結果、農地として復元することが物理的に困難である、または復元しても継続的な利用が見込まれないと判断し、非農地決定しても差支えがないものと思われま

す。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、農地か否かの判断のため暫時休憩いたします。

[休 憩 10 時 24 分]

[会議再開 10 時 37 分]

議長 休憩を取消し、会議を再開いたします。
それでは、議案第 100 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 議案第 100 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 100 号を原案のとおり決定いたします。
次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主査 (報告第 64 号表題部読上げ後)

46 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 17,897 平方メートルで、田 2 筆、6,827 平方メートル、畑 5 筆、11,070 平方メートルとなっています。

整理番号 76 番は、貸付人の子へ贈与するための解約です。

整理番号 77 番は、借受人の都合による解約で、解約後、貸付人は農地中間管理機構への申し込みをしました。

整理番号 78 番は、借受人の都合による解約で、解約後は自作するとの事です。

なお、整理番号 76 番は、4 ページ整理番号 119 番と関連する案件です。

(報告第 65 号表題部読上げ後)

48 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 20,702 平方メートルで、田 1 筆 6,994 平方メートル、畑 10 筆 13,708 平方メートルとなっています。

整理番号 51 番は、他者へ貸付するための解約です。

整理番号 52 番は、経営移譲の相手方の変更のための解約です。

整理番号 53 番は、他者へ売買するための解約です。

なお、整理番号 51 番は 25 ページ整理番号 117 番と、整理番号 52 番は 10 ページ整理番号 53 番と、整理番号 53 番は 24 ページ整理番号 139 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10 時 41 分]